



第4号様式

流 消 東 第78号
令和 5年 3月 2日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
消防本部東消防署	意見	請書の受領に際し、仕様書が未添付であるなどの事案があった。仕様書の添付を求めるよう課内周知されたい。	主担当者1名で実施するのではなく、複数名で確認し必要事項及び必要添付書類の確認を行い、誤り無く事務が遂行できるように署内周知しました。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。